



第1章 地域づくりガイドラインについて

1 地域づくりガイドラインとは

○ 「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」(以下「条例」という。)の目指す、いわば究極の目標は、「障がい者が暮らしやすい地域づくり」の実現です。たとえ障がいがあっても、住み慣れた地域で暮らし続けたいというのは誰もの願いであり、また、障がい者が暮らしやすい地域は誰にとっても暮らしやすい地域でもあります。

○ 「障がい者が暮らしやすい地域づくり」を実現するため、この条例では、権利擁護や就労支援、地域づくりなど様々な取組みが行われることとされていますが、この「地域づくりガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)は、こうした取組みの1つとして、「地域における支援体制づくり」を、市町村が中心となり、地域づくりコーディネーター、道、障がい者やサービス事業者を含む地域の様々な関係者が官民一体となって行うための「道具」となるものです。

2 地域づくりガイドラインのめざすもの

○ 住み慣れた地域で生活したいという障がい者の願いを実現するためには、地域の中に、生活上の様々な困りごとから発生する多種多様なニーズを必要な支援につなぐきめ細かな支援体制がなければなりません。地域で生活するため必要な基本的な施策については、国が、年金や障害福祉サービスの給付等をはじめ、様々な制度を、法律に基づき、全国一律に実施していますが、それはあたかもサイズやデザインが、あらかじめ決められた既製服のようなもので、それだけでは、生活上の困りごとから発生する様々なニーズに添ったきめ細かな支援を実施することは困難です。1人ひとりのニーズに添ったオーダーメイドの支援につなげる、「地域ニーズ」を重視した地域の支援体制づくりが求められています。

○ このガイドラインも、そうした求めに応える仕組みの1つであり、条例の規定に基づき、「地域間の福祉サービス等の格差及び障がいの有無や程度による社会参加の機会の不均衡の是正を図りながら、障がい者が暮らしやすい地域づくりを推進する」ことを目的に、「市町村が実施することが望ましい事項等の基本的な指針」となるよう作成したものです。

- 基本的な指針としてガイドラインに定めるべき事項については、条例第23条に7項目規定されていますが、これらにより、ガイドラインが実現しようとする「めざす姿」は次の2点です。

1 障がい者やその家族のニーズをしっかりと受け止め、そのニーズを必要な支援にむすびつける相談支援体制と、地域課題の解決に取り組む地域のネットワーク（地域の協議会）を両輪とする地域の支援体制を官民一体となって構築すること。

2 障がい特性や障がい者に対する地域住民の理解を促進するとともに、障がい者が社会の一員として活躍できる場所や役割を持ち社会に参加し、障がいのある人も、ない人もともに助け合える地域社会づくりを住民が一緒になって推進する地域の仕組みを構築すること。

3 地域づくりガイドライン活用にあたっての留意点

― 地域特性に応じたオーダーメイドの対応 ―

- 道内の179市町村は、人口や財政の規模、社会資源の種類や量、また、産業構造も、これまで歩んできた歴史もそれぞれ異なります。解決すべき地域の課題、ガイドラインのめざす姿を実現しようとした時の取組方針や方法などは、各市町村で異なります。

しかし、すべての市町村において検討しなければならない課題は、地域の関係機関等が協働する地域づくりのプロセスを確立することです。障がい者の生活全般の困りごとから発生するニーズは多種多様であり、一つの市役所・町村役場、一つの事業所だけではどんなに頑張っても、必要な支援にむすびつけることには限界があります。

地域づくりは、地域に暮らし、思いを共有化した人々との協働作業として取組み、その理解の輪を広めることにより、はじめて新たな可能性が開かれるのです。

- このガイドラインでは、権利擁護と暮らしやすい地域づくりという視点から「めざす姿」を提示するとともに、各市町村が、まちの現状を評価し、自分達のまちづくりをどのように進めるのがよいのか、足りない機能は何かなどについて、地域の協議会やニーズが集まる機能をもった「場」などにおいて、関係機関等と協働して取り組む地域づくりの進め方と、そのためのワークシートを示しています。これらを活用し、関係機関等が協議して、まちづくりの方針とな

る「我がまちづくりガイドライン」を作成し、その方針に沿って地域課題を解決する仕組みづくりを行うプロセスを重視した構成としています。

このため、このガイドラインは、単に、「めざす姿を実現するための機能等」を市町村が有しているかどうかについて、機械的にチェックするためのものではありません。

ガイドラインに示した「めざす姿」を1つの目標としながら、ワークシートを利用し、自分達で「目標欄」に「我がまちづくりガイドライン」としての「めざす姿」を描き、それを実現するために関係機関等が協働するプロセスをつくり上げていくことを目的としています。

地域に暮らす思いを共有した人々が協働し、自分達の暮らす地域は自分達の手でつくる、制度がなければ、地域の知恵と力を結集して、必要な制度をつくるのだという取組みを進める際の道具として活用するものです。

4 地域づくりコーディネーターによる支援

- 市町村の相談支援体制づくりは、「現状」（地域ニーズの充足性）の評価、「地域課題」（改善すべきポイント）の共有化を行い、優先度の高い地域課題から「具体的解決」を協議し、役割分担を明かにして実施する、また、その結果を再評価するといったプロセスにおいて、市町村と地域の関係機関が協働して取り組むことが重要です。

地域づくりコーディネーターは、市町村のこうした取組みに対し、地域づくりガイドラインを活用し、総合振興局（振興局）と連携しながら、専門的な立場から助言等を行うこととしています。

5 地域づくりガイドライン項目

- 地域づくりガイドラインの項目では、「めざす姿」を14の視点に細分化して示すとともに、それぞれの「めざす姿を実現するための機能等」を例示しています。各項目のねらいは、次のとおりです。

【ガイドラインの項目】	
I	相談支援体制の確保
II	ネットワークの構築（地域の協議会の設置・運営）
III	障がい者や障がい者の支援に関する社会資源の実態把握
IV	地域住民と関係者との連携した障がい者支援体制の確保 （地域コミュニティづくりの推進）
V	障がい者の就労支援
VI	その他

I 相談支援体制の確保

ここでは、相談者のニーズをしっかりと受け止める相談窓口が確保されるとともに、必要に応じてこれらの窓口が連携すること、相談者にとって安心感を持てる相談窓口の機能に関すること、そして相談窓口で把握したニーズをそのニーズに添った支援につなげるための、本人の自己決定を基本としたケアマネジメントの4つの視点について記載し、官民が一体となって、地域の中にこのような相談支援体制を構築することの重要性について記載しています。

II ネットワークの構築（地域の協議会の設置・運営）

ここでは、2つの視点を設定しています。1つ目は、地域の協議会の最も重要な機能であるネットワークを構成する関係機関等が組織を超えて協働し、地域課題の解決に取り組む機能についてであり、2つ目は、条例により規定され、地域で暮らす障がい者の暮らしづらさの解消に向けて地域の人々が協議し、課題解決に向けて取り組む調整委員会について記載しています。

また、Iの相談支援機能とIIのネットワークによる地域課題を解決するための機能は、地域で暮らす障がい者の生活を支える両輪となる、なくてはならない重要な機能です。

III 障がい者や障がい者の支援に関する社会資源の実態把握

ここでは、地域で生活する障がい者の生活実態の把握とインフォーマルサービスを含む社会資源の把握という2つの視点から、障がい者の地域生活を支える取組みの基本となる情報の把握及び共有化と、それらの情報をもとに地域の現状の評価を行うことの大切さや災害時等の健康危機管理対策や孤立化防止などの支援に活用することについて記載しています。

IV 地域住民と関係者との連携した障がい者の支援体制の確保（地域コミュニティづくりの推進）

障がい者にとっての権利の擁護や暮らしやすい地域づくりを進めるためには障がい特性や障がい者に対する地域住民の理解と協力とともに、障がい者自身が主体的に地域づくりに参画することが大切です。

そのため、ここでは、住民の理解を促進すること、地域で温かく見守る協力体制を確保すること、障がい者による自主的な活動や活躍できる場などの環境の整備、そして災害時の支援体制の確保の4つの視点から地域住民との連携の重要性について記載しています。

V 障がい者の就労支援

障がい者が地域で生き生きと暮らすためには就労の確保が欠かせません。

障がい者の就労の確保に向け、地域や関係機関が連携し、官民が一体となった取組みが重要であることから、ここでは、関係機関等の連携・協力体制の確保に関すること、就労促進や職場定着に関すること、施設や障がい者の雇用等に取り組む企業に対する支援に関することの3つの視点から記載しています。

VI その他

地域の協議会の本質は、地域課題を解決するための機能を確保することであり、地域に暮らす様々な関係機関等が協働する取組みを継続することが重要であるとの視点について記載しています。